平成２３年５月１９日

平成２３年東北地方太平洋沖地震への
相武国道事務所の対応について

平成２３年３月１１日の東北地方太平洋沖地震をうけて、相武国道事務所管内では、以下の対応を実施しています。

１．国道の巡回点検

・地震発生直後において、相武国道管内の２路線（国道16号・20号）101.9kmについて、地震による被災状況を確認するため巡回点検を行い、被災が無い事を確認しております。

２．節電への取り組み

地震による発電所の被害により、電力供給力が不足していることから、管内の道路照明灯の一部を消灯し、節電を行っています。

①歩道照明
〇横断歩道橋・地下横断歩道を除く照明を原則消灯
②トンネル・アンダー部照明
〇約半分を消灯
③車道照明
〇交差点・横断歩道部及びカーブの多い山間部（高尾山駅入口付近から山梨県境まで）を除く照明を原則消灯

ドライバーの方は、トンネル内でのライト点灯、及び夕方早めにライトを点灯し、特に自転車や歩行者に注意して走行してください。
皆様のご理解ご協力をお願い致します。